

福岡女学院看護大学 公的研究費不正防止計画

2016年6月1日
看護大学学長策定

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正（以下「実施基準」という。））の趣旨や内容を踏まえ、「福岡女学院看護大学公的研究費の取扱い及び不正行為等への対応に関する規程」第9条第1項に基づき、研究費の不正使用を防止し、適正かつ公正・明瞭な研究費の管理・監査を行うため、福岡女学院看護大学における公的研究費不正防止計画を次の通り策定する。

1 管理及び運営体制

(1) 最高管理責任者：学長

大学全体を統括し、公的研究費の管理及び運営について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理及び運営について、大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者：学部長・事務部長

公的研究費の管理及び運営について実質的な責任と権限を持つ。

2 機関内の責任体系明確化

| 項目 | 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------------|---|--|
| (1) 機関内 責任体系の明確化 | ①機関内の責任体系に関する周知不足によって、研究費の管理・執行に対する組織としての責任体制が不明確となる。 | 最高管理責任者がそれぞれの責任者に責任体系の啓発を促すとともに、機関通知やホームページにて周知する。 |
| | ②時間の経過によって、機関内での認識が低下する。 | 研究者に対する説明会等の開催時に確認を促すなど、周知の徹底及び意識の向上を図る。 |

3 適正な管理・運営の基盤となる環境の整備

| 項目 | 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|-----------------------------|---|--|
| (1) ルール 明確化・統一化 | ①研究費使用上のルールの理解不足 | 科学研究費ハンドブック、説明会等により使用ルール、規程等を周知徹底する。 |
| (2) 職務権限の明確化 | ①職務権限の明確化に関する教職員等への周知が不十分。 | 職務権限を明確にした体制を構築し、説明会等を利用して周知徹底を図る。 |
| | ②研究者発注を認める場合の権限と責任（研究者本人に発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること。）に関する当該研究者の理解が乏しい。 | 関連規程の学内周知を徹底するとともに、研究者の権限・責任に関する意識向上を図る。 |
| (3) 関係者の意識向上 | ①研究費が公的資金（税金）であるという認識の希薄 | コンプライアンスに関する研修会を毎年度実施し、公的研究費に関する認識の向上を図り、研究費に携わる全教職員に対して、誓約書の提出を求める。 |
| | ②研究費の研究計画や契約内容に関する履行意識が低い。 | |
| (4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 | ①調査及び懲戒に関する規程や運用に係る規程の整備、周知が不十分である。 | 公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程について、教職員に対し周知徹底する。 |

4 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 項目 | 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 | ①不正発生の要因を把握せず、具体的な不正防止計画を策定していないこと。 | 不正防止対策委員会を設置し、不正防止計画の策定の上、実行する。 |
| (2) 不正防止計画の実施 | ①時間の経過等により、不正防止計画の取組みに対する認識の低下 | 不正防止計画の進捗を把握し、実施状況を定期的に管理する。 |

5 研究費の適正な管理・運営活動

| 項目 | 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------------|-------------------------------------|---|
| (1) 予算執行状況の把握 | ①予算執行が計画通り管理されず、年度末に予算執行が偏る等の事態の発生 | 説明会等で予算管理に関する意識向上を促すとともに、執行の進捗状況を把握し、必要に応じて研究者への確認・助言を行う。 |
| (2) 癒着防止に向けた取り組み | ①取引業者と研究者間の密接な関係が不正取引に発展 | 取引業者に対して、不正に関与しないこと、内部監査等の調査に協力すること、不正に関わる要求等があった場合は本学に通報すること等の内容を記した誓約書の提出を求める。 |
| (3) 発注・検収体制 | ①研究者自身によって発注を行う場合があるため、業者との不正な取引の発生 | 検収の徹底に努め、請求書類に購入物品の内訳を明記し、不透明な購入に係る研究費の使用は一切認めない。 |
| (4) 旅費 | ①出張事実の確認不足によって、出張日程の水増しや架空請求等 | 事実確認として、航空券の半券や領収書、クレジットカード明細の添付はもちろんのこと、学会等に参加の場合は、当該資料を必ず添付させる。 出張報告書は、用務内容のほか、出張関係者氏名を正確に記載の上、研究事業との関係内容を含め、詳細な報告書を提出させる。 |
| (5) 謝金等 | ①アルバイト雇用・謝金の支出基準が規程等で定められていないこと。 | 事前発議の段階で、業務内容の詳細な記述を求めるとともに、その金額の根拠を示し、必要な場合は資料等を添付させる。 |

6 情報の伝達を確保する体制の確立

| 項目 | 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------|---|---|
| (1) 相談窓口 | ①研究費の執行に関する相談窓口が明確に設置されていない。 相談窓口を通さず、研究者が独自に判断し、誤った解釈で研究費の執行が行われる場合 | 相談窓口の周知に努めるとともに、相談しやすい環境整備を行い、効果的な研究遂行を支援する。 |
| (2) 通報窓口 | ①通報（告発）の窓口が周知されていないことから、不正が潜在化する可能性 ①不正使用を発見した者が不利益を恐れて通報（告発）を躊躇する場合 | 研究費の不正使用等に関する学内外からの通報（告発）窓口を学院本部 経営管理監査室に設置と、ホームページ上で公開・周知する。 「公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程」に基づき、通報者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮し、慎重に対応する。 |
| (3) 外部への公表 | ①不正への取組みに関する外部への公表が不十分の場合 | 不正への取組み方針等を学内外へ広く公表する。 |

7 モニタリング

| 項目 | 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|-----------------------------|--|---|
| (1) 機関全体の視点からのモニタリング体制の整備状況 | ①制度変更や時間の経過等により、整備済の不正防止計画や管理・監査体制が不適切となる。 | 不正防止計画推進室会議において、不正防止計画や管理・監査の適正性を定期的に確認し、管理体制の維持に努める。 |
| (2) 機関全体の視点からの監査体制の整備状況 | ①チェックの形骸化による不正の発生 | 従来の内部監査に加え、不正リスクに対する重点的な抜き打ち検査などのリスクアプローチ監査を実施する。 |